

佐久市公告第252号

一般競争入札（インターネット公有財産売却）の執行について

インターネットを利用した公有財産売却システムによる一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第105条の規定により公告する。

令和7年9月11日

佐久市長 柳 田 清



1 入札に付する物件

物件 番号	物件	物件の概要	予定価格	入札保証金
1	スズキ 消防車 ①	スズキ 消防ポンプ自動車 初年度登録年月：平成18年10月 型式：LE-DA63T	30,000 円	1,500 円
2	スズキ 消防車 ②	スズキ 消防ポンプ自動車 初年度登録年月：平成18年10月 型式：LE-DA63T	30,000 円	1,500 円

2 入札について

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「KSI 官公庁オークション」という。）を利用する。

3 入札者の参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、公有財産売却に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項各号に該当する者
- (2) 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員

に該当する者のほか、次に掲げる者

ア 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

イ 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

ウ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

(3) 日本語を完全に理解できない者

(4) 佐久市が定める本ガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者

(5) 公有財産の買受について一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していない者

4 一般競争入札の参加申込等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、KSI 官公庁オークションの画面上での参加仮申込など一連の手続を行うこと。

参加申込み（本申込み）は、仮申込み手続を完了した後、令和7年10月9日（木）までに所定の申込書により佐久市役所契約課用度係に一般競争入札の参加を申し込むとともに、佐久市が定めた入札保証金を納付すること。

5 契約条項等に関する問合せ先及び期間

(1) 問合わせ先 佐久市役所契約課用度係

(2) 問合わせ期間 令和7年9月11日（木）午後1時から
令和7年9月26日（金）午後5時まで

6 入札参加説明書（佐久市インターネット公有財産売却ガイドライン）を交付する場所及び期間

5の（1）及び（2）に同じ。

7 下見会の開催

(1) 事前に連絡のあった希望者に対し開催する。

(2) 下見会において、公有財産の確認をしない場合は、KSI 官公庁オークション佐久市サイトに掲載している物件の写真や情報などを承知したものとみなす。

8 一般競争入札を行う場所及び期間等

- (1) 場所 KSI 官公庁オークション上
- (2) 期間 令和7年10月14日(火) 午後1時から
令和7年10月21日(火) 午後1時まで
- (3) 開札 令和7年10月21日(火) 午後1時から

9 入札の方法

- (1) KSI 官公庁オークション上で入札価格を登録する。なお、この登録は一度しか行うことができず、入札する者の都合による取消しや変更はできない。
- (2) 郵便等による入札書の提出は認めない。

10 開札及び落札者の決定

- (1) 入札期間終了後、佐久市は、開札を行い、物件ごとに予定価格(最低売却価格)以上であり、かつ、最高価格である入札金額を売却決定金額とし、その入札金額で入札した者を落札者とする。
- (2) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。
- (3) 物件ごとに落札者の ログイン ID 及び売却決定金額を KSI 官公庁オークション上に公開する。

11 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、佐久市が定めた入札保証金を指定された納付方法(入札に参加しようとする者名義のクレジットカードによる納付)により納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。
- (3) クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合は、引落しを行わない。
- (4) 落札者が佐久市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は佐久市に帰属する。

12 契約の締結

落札者は、令和7年10月27日(月)までに契約を締結しなければならない。

13 売払代金の納付

- (1) 契約を締結した者は、令和7年11月4日(火) 午後2時30分までに佐久市が指定する口座への振込により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。
- (2) 売払代金は、売払決定金額から契約保証金を差し引いた金額とする。

1 4 入札の無効

入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札参加説明書（佐久市インターネット公有財産売却ガイドライン）に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

1 5 その他

- （1）売却財産は経年劣化やキズ、不具合箇所が多数あり、充分理解した上で入札すること。
また、佐久市は瑕疵担保責任を負わない。
- （2）契約締結後に、佐久市の責に帰することができない事由により滅失及び毀損等が生じた場合は、佐久市に対して契約の解除及び売却代金の減額を請求することはできない。

1 6 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- （1）名称 佐久市役所 企画部 契約課 用度係
- （2）所在地 〒385－8501 長野県佐久市中込3056番地
- （3）電話番号 0267－62－2111（内線447）
- （4）ファックス 0267－62－2321